

## 道路運送車両法

### 1. 案内情報

- ①手続き名 : 自動車の型式指定申請
- ②手續根拠 : ・道路運送車両法第75条  
・自動車型式指定規則第2条
- ③手續対象者 : 自動車を製作することを業とする者又はその者から自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とするものを含む。）
- ④提出時期 : 製作又は販売する自動車の型式指定を受けようとするとき
- ⑤提出方法 : 申請書様式に必要事項を記載のうえ、下記添付書類とともに国土交通省自動車局審査・リコール課及び独立行政法人自動車技術総合機構へ提出してください。
- ⑥手数料 : 自動車1型式につき 国 8万円 機構 省令に定める額
- ⑦添付書類 : 自動車型式指定規則第3条第2項。なお、当該型式の自動車を独立行政法人自動車技術総合機構に提示してください。
- ⑧申請書様式 : 自動車型式指定規則第3条第1項（第1号様式）
- ⑨記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

### 2. 窓口相談

- ①提出先 : 国土交通省自動車局審査・リコール課  
TEL 03-5253-8111（内線42-313）  
FAX 03-5253-1640  
独立行政法人自動車技術総合機構  
TEL 0422-41-3224  
FAX 0422-41-3232
- ②受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
- ③相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

### 3. 手續情報

- ①審査基準 : 道路運送車両法第75条第3項
- ②標準処理期間 : 受付日から60日
- ③不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)